

第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について

「第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の一部改定については、昨年12月の常任委員会において御報告しました。市内のひとり親家庭に対して実施したアンケートやひとり親の当事者団体・支援者団体へのヒアリングの結果等を反映し、原案として取りまとめました。

<原案の概要>

I 計画策定の趣旨 (P.1~5)	
はじめに 計画の一部改定について 追加 (P.1)	
上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」と期間や取組の整合を図ること、令和2年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下:「国基本方針」とします)との整合を図ることの観点から、一部改定のうえ令和6年度末まで2か年延長します。	
1 計画の位置づけ (P.1)	
母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国基本方針に基づき、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進しています。	
2 計画の期間 改定 (P.1)	
平成30年度から令和6年度まで(7か年)	
3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組 (P.3)	
4 基本方針 (P.5)	
児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的とします。	
II ひとり親家庭の現状と課題 (P.6~16)	
1 社会的な背景 (P.6)	
(1) 子どもの貧困の社会問題化 改定 (P.6)	
令和元年国民生活基礎調査の結果では子どもの貧困率は13.5%で、3年前(平成28年)の調査の13.9%から低下しましたが、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっています。また、令和4年度本市調査では、新型コロナウイルス感染症拡大以降、食費の支出に困難が生じたと回答した家庭は51.7%にのぼります。	
(2) 権利擁護の高まり 改定 (P.6)	
平成24年の民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されましたが、養育費の不払いといった課題も表出してきました。また、 <u>国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権のあり方などが議論されています。今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確保や子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。</u>	
(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性 (P.7)	
平成26年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正及び施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、比較的収入があることから、実際の支援対象には該当しにくくなっています。また、日常生活の支援の必要性や、相談相手がない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。	

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金 **改定** (P.7)

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まり、教育費の確保が課題となっています。民間の給付型奨学金や、令和2年度から始まった高等教育の修学支援新制度など、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わり、子どもの進学のモチベーションにつながるよう支援につなげていくことが求められています。

2 ひとり親家庭の現状 (P.8)

(1) ひとり親家庭の数 **改定** (P.8)

令和2年国勢調査によると、本市のひとり親世帯の数は、他の家族等と同居している場合も含めると、母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯の計22,635世帯となっています。また、令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について **改定** (P.8)

令和元年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の稼働収入は686.8万円の方、母子家庭は231.1万円でした。令和4年度本市調査では、稼働収入平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体237.2万円となっています。また、養育費について取り決めをしている世帯は、令和4年度本市調査では50.2%で、平成24年度本市調査から少しずつ増加し、半数程度までになっています。

(3) ひとり親家庭の親について **改定** (P.8)

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の親の平均年齢は、母親41.8歳、父親48.3歳となっています。親の最終学歴は「高校・高等専修学校卒」が母親37.4%、父親42.2%と最も多くなっています。次いで、母親は「高専・短大・専門学校卒」の32.5%、父親は「大学・大学院卒」の31.1%でした。「中学校卒」は、全体の9.3%を占めました。

(4) ひとり親家庭の子どもについて **改定** (P.9)

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の子どもの人数は「1人」が47.9%、「2人」が39.0%、「3人」が11.9%、「4人」が1.2%で、ひと家庭あたりの子どもの人数の平均は、母子家庭1.66人、父子家庭1.73人となっています。

ひとり親家庭を構成する子どもの就学・就労状況については、「小学生」が32.0%と最も多く、次いで「中学生」の23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは13.2%ですが、母子家庭では13.8%、父子家庭では7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと (P.9)

平成29年度本市調査では、「生活費が不足している」が57.6%、次いで「日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。父子家庭では、ひとり親になった際に「日常の家事ができない」ということで困ったとの回答が55.9%にのぼりました。

(6) 福祉制度の認知状況等 **改定** (P.10)

平成29年度本市調査では、「児童扶養手当」等の認知状況は7割以上でしたが、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」等の認知割合は3割以下でした。令和4年度本市調査では、前述の「教育訓練給付金」の認知割合は約4割でしたが、生活をすぐに支援できる「食品提供会」の認知度は3割以下となりました。

注：本計画を策定した平成29年度に、本市におけるひとり親家庭の状況を把握するための市民アンケート調査を実施しています。また、計画の一部改定にあたり、令和4年度にもアンケート調査を実施しましたが、調査対象や調査項目が異なっているため、単純な比較はできません。

3 ひとり親家庭の課題状況 改定 (P. 12)

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

現状と課題について、6つの項目にまとめました。

(1) 子育てや生活支援について (P. 12)	
現状	ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。 親または子の疾病や障害、DVや児童虐待など、他に様々な困難を抱えている場合もあります。
課題	・ヘルパー派遣等による家事支援や保育の確保、DV被害へのケアや養育支援 ・地域の支援者とのつながりの育み
(2) 就業の支援について (P. 12)	
現状	ひとり親家庭の親は9割近くが就労していますが、母子家庭の母は非正規職員が半数近くを占めています。また、令和4年度本市調査では、母子家庭・父子家庭ともに4割の人が、より良い就労に向けて転職したいと考えています。
課題	・本人や子の状況、これまでのキャリアや希望を踏まえ、就労の安定や、資格の取得支援と就職・転職に向けた、きめ細かな伴走支援
(3) 経済的支援について (P. 13)	
現状	令和4年度本市調査では、暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した世帯は全体の3分の2にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守るたいへん重要な支援です。
課題	・国の制度を踏まえ、児童扶養手当等の支援の着実な実施 ・就労や稼働収入の増加など、生活向上に向けた次のステップに繋げていく支援
(4) 養育費確保の支援について (P. 14)	
現状	令和4年度本市調査によると、平成24年の民法改正を受け離婚届に養育費についてのチェック欄が設けられて以降に離婚した世帯では、それまでに比べ養育費の取り決めを行った割合が上がっていますが、ひとり親家庭全体で見ると、半数近くの世帯で養育費の取り決めが行われていません。
課題	・養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応 ・養育費セミナー等の開催による情報提供など、啓発の取組の強化 ・養育費確保支援事業等の着実な実施
(5) 相談・情報提供について (P. 14)	
現状	相談については、父子家庭の当事者同士のつながりが希薄で、相談相手が見つかりづらい傾向があります。情報提供については、「制度について知らず、利用できなかった」というアンケート回答も多く挙がっています。
課題	・父子家庭への情報提供 ・さまざまな手法による、わかりやすく、利用につながる支援情報の提供
(6) 子どもへのサポートについて (P. 15)	
現状	親との離死別等による生活の変化や、DVや虐待などにより、心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。 親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。
課題	・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実 ・子ども食堂など、地域力による支援の取組の充実

Ⅲ 支援の基本的姿勢 (P.17~19)

1 支援の基本的姿勢 (P. 17)

計画を推進するにあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」、重点的に取り組む内容を「5つの重点」として掲げ、取組を進めていきます。

(1) 3つの視点 (P. 17)

- ア 自立を支援する視点…ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- イ 子どもの視点…子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- ウ 地域支援の視点…ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

(2) 5つの重点 改定 (P. 18)

各自治体で策定する自立支援計画の基礎となる国基本方針が令和2年に一部改定されたことを踏まえ、「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「生活困窮者自立支援、地域民間団体などとの連携」「ワンストップ支援体制の構築」といった新たな視点を、5つの重点に反映させます。

ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組を進めていきます。

イ ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供がワンストップで実施できる体制の構築に取り組めます。

※ 母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定されています。なお、本市においては、区子ども家庭支援課で「母子・父子の自立支援（生活支援）業務」を担当する社会福祉職がこの役目を担うこととしています。

ウ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組めます。

エ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

オ 子どもへの支援

親との離死別、DV等の子どもへの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるような生活・学習の支援を行います。また、子どもの希望を尊重したうえで親との面会交流、養育費の確保など、子どもの視点に立った支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

IV 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援 **追加** (P.20~22)

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響 (P.20)

アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる、新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

また、アンケート調査において、「新型コロナウイルス感染症により、就労に影響があった」と回答した方は56.5%で、そのうち、「収入の低下」、「雇用契約期間の満了や解雇」といった影響を受けた方は合計82.5%にもなりました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援 (P.20)

本市ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で困難を抱えたひとり親家庭の生活を支えていくための支援を実施してきました。

- (1) ひとり親世帯への給付金の支給 (P.20)
- (2) ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサポ) (P.21)
- (3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充 (P.21)
- (4) 住宅支援資金貸付 (P.21)

3 今後の支援の方向性 (P.21)

(1) 即時的・経済的な支援 (P.21)

アンケートでは、コロナ禍で役立った支援として、ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス関連給付金などの現金での給付金や、食料品の現物での給付など、生活のうえですぐ利用できるものを回答した方が多くありました。

国の制度や民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援 (P.21)

ヒアリングでは、即時的な支援を受けても生活が改善できず困っている家庭もあり、子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度を活用し、資格の取得、就職・転職を支援していきます。

(3) 親子へのサポートや交流 (P.22)

ひとり親家庭、当事者団体の双方から、他の家庭との交流の機会が少ない、親がリラックスできる機会が少ない、子がさまざまな体験ができないなどの悩みの声がありました。

対面やオンラインを適切に選択し、感染防止対策を講じながら幅広く催事を開催し、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないよう支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供 (P.22)

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、手間の軽減の観点から、就労支援や申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、「制度を知らずに利用できなかった」ということが生じないよう、ウェブサイトやSNS、紙媒体など、それぞれが持つ利点を踏まえ、多面的な情報提供を行っていきます。

V 支援の具体的計画 **改定** (P.23~37)

- 1 子育てや生活支援…日常生活支援事業、保育所優先入所、こども家庭総合支援拠点 等
- 2 就業の支援…自立支援給付金事業、就業・自立支援センター事業 等
- 3 経済的支援…児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助、特別乗車券交付事業 等
- 4 養育費確保の支援…養育費確保支援事業、法律相談 等
- 5 相談・情報提供…相談・提供体制の充実、離婚前相談 等
- 6 子どもへのサポート…生活・学習支援事業、思春期・接続期支援事業 等
- 7 新型コロナによる困窮の支援…ひとり親世帯フードサポート事業

計画の進捗よく状況の把握 **改定** (P.37)

本計画全体を統括的に把握する指標として掲げている目標の、最終年度の数値については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」にあわせて設定することとしています。令和4年度の「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに基づき、次のとおり指標数値を設定します。

【指標1】就労の状況の把握

目 標	現状値(平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親の就労者数	1,022人(累計)	2,855人(累計)	<u>3,700人(累計)</u>

【指標2】自立支援の状況の把握

目 標	現状値(平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親家庭自立支援事業利用者数	3,510人	4,685人	<u>6,000人</u>

VI 参考資料 **追加** (P.38~59)